

公募入札による町有財産の売払い

応募要領（期間入札）物件②

受付 令和7年11月19日(水)から令和8年1月9日(金)まで
(土、日除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

開札 令和8年1月13日(火) 午前10時

売 払 い 物 件 物件番号・物件調書② (旧 JA 東部スタンド跡地)

◎用途の指定はありませんが、近隣住民の住・生活環境を害するおそれがあるものは除きます。

※入札参加申込時に、利用計画書の提出が必要になります。

※契約時には、隣接地所有者及び利害関係者等(該当区長等)の同意書の提出が必要になります。

◎落札者は、関係書類等を審査後、決定します。

所在地 (地番)	地目	公簿面積 (m ²)	売払最低価格 (円)	備考
入善町柵山字大門 3986 番 1	宅地	824.08 m ²	12,300,000	電柱あり

(留意事項)

- ・電柱については、現地を確認してください。
- ・公募入札(期間入札)による売払いとなります。
- ・現状有姿の引渡しになります。
- ・公簿面積での契約になります。
- ・契約締結の日から10年間は、原則として提出した利用計画書に記載の用途に供するものとします。

入善町財政課 管財係

TEL 0765-72-2856

諸手続の順序

現地確認

物件調査等で現地を確認してください。不明な点は入善町役場財政課にお問い合わせください。

現地説明を希望される方は、管財係までご連絡ください。



入札保証金の納入 & 入札期間参加

<入札保証金>

- ・ 入札参加申込の時までに保証小切手の納入もしくは保証契約。
- ・ 保証小切手か保証書を添付して入札参加を申込む。

<参加申込期間>

購入希望者は、入札参加申込書及び入札書に必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に入善町財政課に提出してください。(郵送も可) 受付期間:令和7年11月19日(水)から令和8年1月9日(金)まで



開札:1月13日(火)

日時 令和8年1月13日(火)午前10時から行います。

場所 入善町役場 2階 第3会議室 (入札参加者は立会いをすることができます。)



落札者の決定

売払最低価格以上で一番高い価格で入札した者を落札候補者とし、関係書類等を審査後、落札者を決定します。(審査の結果、承認されなかった場合は、次順位者を落札候補者とします。)

落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡いたします。



町有財産売払い申込書等の提出

関係書類を添付のうえ、令和8年1月30日(金)までに町有財産売払い申込書を提出していただきます。



契約締結・代金の支払い

売買契約は、2月13日(金)までに締結していただきます。代金は契約後、ただちに入札保証金を除いた金額を指定された金融機関に一括で振込み願います。収入印紙代は、購入者の負担になります。



所有権移転登記

町が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知をお渡しします。登記に必要な登録免許税は購入者の負担となりますですが、登記手数料はかかりません。

令和7年度公募入札（期間入札）による町有財産の売払いのご案内

1 売払い物件

(1) 公募入札（期間入札）

物件番号・物件調書②

所在地 (地番)	地目	公簿面積 (m ²)	売払最低価格 (円)	備考
入善町柵山字大門 3986 番 1	宅地	824.08 m ²	12,300,000	電柱あり

- ※ 用途の指定はありませんが、近隣住民の住・生活環境を害するおそれがあるものは除きます。
 - ・入札参加申込時に、利用計画書の提出が必要になります。
 - ・契約締結の日から10年間は、原則として提出した利用計画書に記載の用途に供するものとします。
- ※ 売払最低価格以上で一番高い価格で入札した者を落札候補者とし、関係書類等を審査後、落札者を決定します。
(審査の結果、承認されなかった場合は、次順位者を落札候補者とします)
- ※ 契約時には、隣接地所有者及び利害関係者等(該当区長等)の同意書の提出が必要になります。
- ※ 物件の詳細については、現地、物件調書をよくご覧になってください。(電柱がありますので、ご確認をお願いします)
- ※ 現地説明会は行いませんが、現地での詳細な説明を希望される方は管財係まで申し込んでください。
- ※ 現状有姿の引渡しになります。
- ※ 公簿面積での契約になります。

2 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の納付について

① 入札保証金額

金615,000円

② 納付時期

購入を希望する物件の入札保証金を、入札参加を申込む時までに保証小切手で納付してください。ただし、銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができます。

③ 納付方法

保証小切手もしくは金融機関の保証。

④ その他

ア 落札されなかった方の入札保証金の保証小切手は、後日、お返しいたします。

イ 落札者の入札保証金は、町有財産売買契約締結と同時に、売買代金に全額充当いたします。契約締結期間内に契約を締結できないときは、特別の事情がない限り、落札者としての権利を失うとともにに入札保証金は没収となります。

3 入札書の受付期間及び提出方法

(1)受付期間

令和7年11月19日(水)から令和8年1月9日(金)まで

(2)提出方法

直接持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受付を行います。

(土、日の受付は行いません。)

郵送による場合は、書留または簡易書留により令和8年1月9日(金)までに下記受付場所に到達したものに限ります。

注)入札保証金の納付を証する書面は直接持参ください。

(3)受付場所

〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳423番地

入善町役場 2階 財政課 管財係 TEL0765-72-2856

4 入札書の提出上の注意事項

(1)申し込みに必要な書類

- ① 入札書(入札書提出用封筒に封入したもの)1通
- ② 入札参加申込書(様式1号) 1通
- ③ 住民票(法人については商業法人登記簿謄本) 1通
- ④ 納税証明書(直近の市町村民税・固定資産税) 1通
- ⑤ 入札保証金の納付を証する書面
- ⑥ 利用計画書(様式任意)

※必要に応じ、ヒアリングを行うことがあります。

- ⑦ 事業利用の場合は、法人等の登記簿謄本及び定款の写し(個人事業主の場合は、開業届出書の写し)

(2)電話、FAX及び電子メールによる申込みはできません。

(3)申込書の記載に不備があった場合には、申込みを無効とする場合がありますので、注意してください。

(4)一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え又は変更することはできません。

(5)申し込みの無効

次の場合は、申し込みが無効となりますのでご注意ください。

・入札参加者の資格がないとき。

・入札参加申込書、その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。

(6)入札書の取下げ

入札書を取り下げる方は、入札日の前日までに取り下げ書を提出してください。

5 入札参加者の資格

(1)個人及び法人(町内に在住・勤務又は事務所・事業所の有無を問いません。)

(2)指定された期日までに売買代金を全額一括してお支払いいただける方。

(3)次に該当する方は、入札をすることができません。

① 市町村民税等の滞納者

② 未成年者(親権者の同意のある未成年者を除く。)

③ 契約を締結する能力を有しない者

④ 破産者で復権を得ない者

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号から第4号までに該当する者

⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に基づく観察処分の決定を受けた団体及びその構成員又はその関係者

6 開札

(1)開札の日時、場所等

日 時 令和8年1月13日(火)午前10時から行います。

場 所 入善町役場 2階 第3会議室

受付時間 午前9時30分から午前9時50分まで

(2)開札の方法

① 開札には入札参加者が立ち会うことができます。

② 入札者又はその代理人が開札場所にいないときは、本町職員を立ち合わせて行います。

③ 次の各号のいずれかに該当する入札は無効といたします。

・入札参加者の資格を有しない者のした入札

・入札に関して談合等の不正行為があった入札

・公表した価格未満の金額を表示した入札

・同一事項の入札に対し2つ以上の意志表示をした入札

- ・記名、押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札

7 落札

- (1) 売払最低価格以上で一番高い価格で入札した者を落札候補者とし、関係書類等を審査後、落札者を決定します。
(審査の結果、承認されなかった場合は、次順位者を落札候補者とします。)
- (2) 落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡いたします。
- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が2名以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札候補者を決定いたします。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない本町職員がくじを引くものとします。
- (4) 落札者の方には、次の書類を令和8年1月30日(金)までに提出していただきます。
 - ①町有財産売払い申込書(様式2号)
 - ②隣接地所有者及び利害関係者等同意書(様式3号)
 - ③誓約書(様式4号)

8 契約の条件

(1) 所有权移転の制限

契約締結の日から10年間は、原則として所有権の移転等は禁止します。

ただし、相続、転勤等のやむを得ない事情が生じた場合には、あらかじめ入善町の承認を得ることにより、この制限を解除することができます。

なお、この場合においても、新たに権利を取得した方は本応募要領「8 契約の条件」の(1)～(5)を引き継がなければなりません。

(所有権の移転とは、売買物件について売買、交換等による所有権の移転をいう。抵当権の設定は含みません。)

(2) 用途の制限

契約締結の日から10年間は、原則として提出した利用計画書に記載の用途に供するものとします。

(3) 禁止する用途

売払地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用、及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用に使用することを禁止します。

(4)違約金

上記(1)～(3)に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として入善町に支払っていただきます。

(5)実地調査

上記(1)～(3)の履行を確認するため、入善町が売買物件の利用状況等についての実地調査を行う際には、買受者に協力していただきます。

9 契約の締結と売買物件の引渡し

(1)契約の締結

- ・落札者は、2月13日(金)までに売買契約を締結していただきます。なお、正当な理由がないまま契約を締結しない場合は、落札者としての資格を取り消すとともに入札保証金は没収となります。
- ・売買契約書に貼付する収入印紙の費用は買受者の負担となります。
- ・契約及び所有権移転登記は入札書に記載された応募者の名義でしか行いません。

(2)売買代金の支払い方法

売買代金は、売買契約締結後、ただちに町が発行する納入通知書により入札保証金を除いた全額一括してお支払いいただきます。

(3)所有権の移転等

- ・売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転するものとし、同時に売買物件の引渡しがあったものとします。
- ・売買物件は現状有姿の引渡しとなります。
- ・所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後、町が行いますが、登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。
- ・不動産取得税(1回のみ)及び固定資産税(令和9年分から)は買受者の負担となります。その他、売買物件に賦課される公租公課で、買受者を義務者として課されるものについては、買受者の負担となります。